第1章 総則

(目的)

第1条 本規則(以下「基本規則」という。)は、当協会の会員であるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者が適切な加盟店調査を講じることにより、クレジットカード取引の安全性を確保し、利用者等の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 基本規則における用語は、特段の定めがある場合を除くほか、割賦販売法(以下「法」という。)の定めるところによることとする。

第2章 法令遵守等

第1節 法令遵守

(法令遵守等)

第3条 会員は、クレジットカード番号等取扱契約(以下「加盟店契約」という。)に係る法その他の関係法令及び基本規則を遵守しなければならない。

(社内体制の整備)

- 第4条 会員は、以下の事項について、社内規則等の作成その他必要となる社内体制の整備を図らなければならない。
 - (1) 経営管理等に関する事項
 - イ 経営管理に係る基本理念
 - ロ 経営陣の責務
 - ハ 法令遵守体制の整備
 - (イ) 法令遵守を監督するための内部管理部門
 - (ロ)営業部門から独立した内部監査部門
 - (ハ)法令、社内規則等の周知徹底のための教育研修部門
 - (二) 重大な問題が発生した場合の対応に係る社内体制
 - (2) 加盟店契約に係る業務の遂行にあたっての遵守事項
 - イ カード番号等の適切な管理に関する事項
 - ロ 加盟店契約に係る調査に関する事項
 - ハ 加盟店契約に係る業務及び第3章に定める調査の委託に関する事項
 - 二 個人情報の保護に関する事項

第2節 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力の排除に係る社内体制の整備)

- 第5条 会員は、反社会的勢力の排除に係る事項について、社内規則等の作成その他会員の業容規模に応じて必要となる社内体制の整備を図らなければ ならない。
- 2 前項の体制整備にあたっては、反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援するなど、組織全体で対応する体制を確立することと する。

(反社会的勢力との取引の排除のための措置)

第6条 会員は、反社会的勢力との取引を排除するため、加盟店又は加盟店契約に係る業務の委託先(以下本款において「加盟店等」という。)を適切 に審査しなければならない。

(反社会的勢力に関する情報の管理等)

- 第7条 会員は、反社会的勢力の排除のために、反社会的勢力に関する情報を収集、管理することとする。
- 2 会員は、加盟店等の審査において、前項の情報を活用する体制を整備することとする。

(関係遮断のための措置)

- 第8条 会員は、反社会的勢力の排除のために、契約書及び取引約款において、次の各号に定める事項を定めることとする。
 - (1) 反社会的勢力に該当しないことの表明確約条項
 - (2) 反社会的勢力に該当する場合の契約解除・期限の利益喪失等、関係遮断に関する措置を講じることができるとする条項
- 2 前項各号に定める条項は、加盟店契約については別紙記載例1を参考にして規定することとする。

(反社会的勢力との関係の解消)

- 第9条 会員は、反社会的勢力との取引があると認知又は推認したときは、可能な限り速やかに反社会的勢力との関係の解消に向けた措置を講ずることとする。
- 2 前項において「認知」及び「推認」とは、次の場合をいう。
- (1) 認知

加盟店等が反社会的勢力に該当することについて、会員が、警察からの情報その他の確度が高い情報によって、反社会的勢力であると確実に判断できる場合

(2) 推認

第7条に規定する反社会的勢力に関する情報に該当がある場合その他加盟店等が反社会的勢力であると疑うに足りる事由がある場合(前号を除く。)

3 会員は、第1項の措置に関する記録を5年間保存することとする。

(利益供与の禁止)

- 第10条 会員は、反社会的勢力と知って、反社会的勢力が行う行為又は行った行為の対償として、反社会的勢力又は反社会的勢力が指定する者に対し て利益供与をしてはならない。
- 2 会員は、反社会的勢力の活動を助長し、又は運営に資することとなることを知って、反社会的勢力又は反社会的勢力が指定する者に対して利益供与 をしてはならない。ただし、法令上の義務又は反社会的勢力と知らずに行った契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合には、 この限りではない。

(不祥事案の調査)

第11条 会員は、反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、速やかに事実関係を調査しなければ ならない。

第3章 加盟店契約の調査

第1節 契約締結時の調査

(加盟店契約時の調査)

- 第12条 会員は、加盟店契約を締結しようとする場合は、契約の締結に先立って、加盟店契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者(以下 「加盟申込店」という。)に関し、次の各号に定める事項を調査しなければならない。
 - (1) 加盟申込店の基本的な事項
 - (2) 加盟申込店が取扱う商品若しくは権利又は役務(以下「商品等」という。)に関する事項
 - (3) 加盟申込店が講じ、又は講じようとするカード番号等の漏洩、滅失又は毀損その他のカード番号等の適切な管理に係る事故(以下「漏えい等の事故」という。)の防止に係る措置(委託先に対する措置を含む。)及び利用者等によるカード番号等の不正な利用(以下「不正利用」という。)の防止に係る措置に関する事項
 - (4) 加盟申込店が行った法第35条の3の7各号のいずれかの行為に該当する行為の有無及びその内容
 - (5) 加盟申込店における法第35条の3の7各号のいずれかに該当する行為を防止するために必要な体制の整備状況に関する事項
 - (6) 加盟申込店が行った利用者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況
 - (7) 加盟申込店における利用者等の利益の保護に欠ける行為(第4号に該当する行為を除く。)を防止するために必要な体制及び苦情を適切かつ迅速 に処理するために必要な体制の整備状況に関する事項
 - (8) 加盟申込店によるカード番号等の適切な管理等を図るために必要かつ適切な事項

(加盟申込店の基本的な事項)

- 第13条 会員は、前条第1号の調査を行うときは、次の事項を調査しなければならない。
 - (1) 加盟申込店が行う取引の種類
 - (2) 加盟申込店の氏名、生年月日、住所及び電話番号(法人の場合には、名称、住所、電話番号及び法人番号、代表者の氏名及び生年月日)
- 2 会員は、前項各号について調査を行うときは、加盟申込店からの書面による申告その他の適切な方法によることとする。
- 3 第1項第1号の取引の種類は、少なくとも次の事項を調査することとする。
 - (1) 対面販売、非対面販売の別
 - (2) 訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引の該当の有無

(取扱商品等の調査)

- 第14条 会員は、第12条第2号の調査を行うときは、商品等の種類、加盟申込店の業種その他の加盟申込店が取扱おうとする商品等の種類を示すも のを調査することとする。
- 2 前項において、会員は利用者の利益の保護に欠ける行為及び不正利用の防止の観点から、取扱う商品等のリスク判断ができる程度で調査を行うこと とする。

(カード番号等の適切な管理等に関する対策の調査)

- 第15条 会員は、第12条第3号の調査を行うときは、加盟申込店が講じようとする措置が、次の基準に適合しているかどうかについて調査すること とする。
 - (1) カード番号等の適切な管理に関する措置については、クレジットカード番号等の適切な管理に係る自主規制規則第3条(第3号に該当する事項を 除く。)及び同規則第4条の基準
 - (2) 不正利用の防止に関する措置については、次の基準
 - イ カード番号等の通知を受けたとき、当該通知がクレジットカード等あっせん業者から当該カード番号等の付与を受けた利用者によるものであるかの適切な確認その他の不正利用を防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。
 - ロ 加盟店において不正利用されたときは、当該加盟店は類似の不正利用を防止するために必要な措置を講ずること。

(禁止行為に係る苦情に関する調査)

- 第16条 会員は、第12条第4号の調査を行うときは、調査の日前5年間における次の事項について、加盟申込店からの申告又は利用者等から申出を 受けた苦情の確認その他の適切な方法により調査しなければならない。
 - (1) 法第35条の3の7第1号に規定する行為については、特定商取引に関する法律による処分の有無及び有る場合はその内容
 - (2) 法第35条の3の7第2号に規定する行為については、当該行為を理由とした民事上の訴訟を提起され敗訴判決を受けたことの有無及び有る場合 はその内容
- 2 会員は、前項各号の事実が存することが明らかな場合に、第12条第5号の調査を必要かつ適切な方法により行うこととする。

(その他苦情に関する調査)

- 第17条 会員は、第12条第6号の調査を行うときは、加盟申込店からの申告、苦情の確認、認定割賦販売協会の保有する情報の確認、又はインター ネットを用いた情報の取得その他の適切な方法により調査しなければならない。
- 2 会員は、前項の調査の結果、加盟申込店による利用者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況及び加盟店申込店以外の加盟店(以下「他の加盟店」という。)の利用者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて、当該加盟申込店が他の加盟店に比し、著しく利用者等の利益の保護に欠けると認められる場合には、第12条第7号の調査を必要かつ適切な方法により行うこととする。
- 3 会員は、次の各号に定める場合は、前2項の調査について、当該各号に定める方法によることができる。
- (1) 第13条及び第14条の調査の結果からみて、加盟申込店に関して利用者等の保護に欠ける行為を行う危険性の程度が低いと認められる場合 前2項の調査を省略し又は前2項に定める調査方法のうち、より簡易な方法により調査を行うこと。
- (2) 先進的な技術を用いた調査により、加盟申込店に関して利用者等の保護に欠ける行為を行う危険性の程度について、同条第1項の調査と同等の効果を確保できると認められる場合

当該調査をもって第1項の調査に代えること。

(その他の調査)

第18条 会員は、第12条第8号の調査を行うときは、加盟申込店によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るため、必要かつ適切な方法に より調査しなければならない。

(加盟店契約の締結の禁止)

第19条 会員は、第12条の調査その他の方法により知った事項からみて、加盟申込店が講じようとする措置が、第15条の基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、加盟店契約を締結してはならない。

第2節 契約締結後の調査

(定期調査の実施)

- 第20条 会員は、加盟店契約を締結した販売業者又は役務提供事業者(以下「加盟店」という。)に対して、次の各号に定める事項を調査しなければ ならない。
 - (1) 加盟店が講じている第12条第3号の措置についての第15条に定める基準に対する適合状況
 - (2) 第12条第6号に掲げる事項
 - (3) 第12条第8号に掲げる事項(加盟店における漏えい等の事故及び不正利用の発生状況が含まれていなければならない。)

(調査の時期)

- 第21条 会員は、前条の調査を次の時期を目処に行うこととする。
 - (1) 前条第1号に定める事項
 - 第12条又は前条の調査のいずれか遅い調査の日から1年を超えない時期
 - (2) 前条第2号に定める事項
 - 会員が把握する利用者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況に応じた時期
 - (3) 前条第3号に定める事項
 - 会員が保有する情報にかんがみて、漏えい等の事故又は不正利用の発生の危険性の程度に応じた時期
- 2 会員は、前条第2号及び第3号に定める事項について、加盟店の取引状況等を常時監視することをもって、前項の調査に代えることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、調査をしようとする日の前1年間に、自社の加盟店契約に基づくカード番号等の取扱いがない加盟店については、カード番号等が取扱われるまでの間、第1項の調査を猶予することができる。

(定期調査の方法)

- 第22条 第20条の調査は、調査事項により、次に定めるところにより行うこととする。
 - (1) 第20条第1号に定める事項は、次のいずれかの方法による。
 - イ 加盟店からの申告
 - ロ その他の適切な方法
 - (2) 第20条第2号に定める事項は、次のいずれかの方法による。
 - イ 認定割賦販売協会が保有する情報を確認する方法
 - ロ その他の当該苦情の発生状況に応じた方法
 - (3) 第20条第3号に定める事項は、次のいずれかの方法による。
 - イ 認定割賦販売協会が保有する情報を確認する方法
 - ロ その他の漏えい等の事故又は不正利用の発生の危険性の程度に応じた方法

(随時調査の実施)

- 第23条 会員は、次に掲げる場合の区分に応じて、次条以下で定めるところにより、加盟店を調査しなければならない。
 - (1) 加盟店からの申告、購入者等からの苦情の申し出、認定割賦販売協会の保有する情報、インターネットを用いた情報その他の適切な方法によって 知った事項により、第12条第1号及び第2号に掲げる事項のうちいずれかの事項に変更があった場合
 - (2) 利用者等からの苦情の内容その他の事情からみて、加盟店が法第35条の3の7各号のいずれかの行為をしたと認める場合
 - (3) 利用者等からの苦情の内容その他の方法により知った事項に基づいて、加盟店の利用者等の利益の保護に欠ける苦情の発生状況が他の加盟店と 比して利用者等の利益の保護に欠けると認められる場合
 - (4) 加盟店からの連絡その他の方法により知った事項からみて、加盟店による漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認める場合
 - (5) クレジットカード等購入あっせん業者からの連絡その他の方法により知った事項に基づき、加盟店における不正利用の発生状況その他の事情からみて、加盟店による不正利用の防止に支障を生じ、又は生じるおそれがあると認める場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、加盟店によるカード番号等の適切な管理及び不正利用の防止に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合
- 2 前項第2号及び第3号において苦情とは、会員に対する利用者等の申出であって、会員が、契約の締結に係る争いの要素又は契約内容の変更若しく は解除に係る要素が含まれると認めたもののうち、加盟店の法令に抵触する行為を原因としていると認めたものをいう。

(随時調査の内容)

- 第24条 会員は、前条に定める調査を行うときは、次の各号に掲げる項目について調査しなければならない。
 - (1) 前条第1項第1号の場合 変更があった事項
 - (2) 前条第1項第2号の場合
 - イ 第12条第4号に掲げる事項
 - ロ 第12条第5号に掲げる事項
 - ハ 第12条第7号に掲げる事項(苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備状況に限る。)
 - (3) 前条第1項第3号の場合
 - イ 当該加盟店による利用者等の保護に欠ける行為の内容
 - ロ 第12条第7号に掲げる事項
 - (4) 前条第1項第4号の場合
 - イ 当該事故に関して、当該加盟店が行った原因究明調査(当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。)の結果
 - ロ その他第26条の措置を適切に講ずるために必要な措置
 - (5) 前条第1項第5号の場合
 - イ 当該不正利用の内容
 - ロ 当該加盟店が当該不正利用の防止を図るために講じた措置の実施状況
 - ハ その他第26条の措置を適切に講ずるために必要な措置
 - (6) 前条第1項第6号の場合 第26条のいずれかの措置を適切に講ずるために必要な事項

第3節 加盟店に対する措置

(加盟店に対する必要な措置)

- 第25条 会員は、第20条又は第23条の調査その他の方法により知った事項からみて、加盟店が講ずるカード情報等の漏えい事故等の防止対策が、 次に掲げる場合に該当するときは、加盟店に対して必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 第15条に規定する基準のいずれかに適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるとき
 - (1-2) 法第35条の3の7に規定する行為又は利用者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況が、クレジットカード番号等の適切な管理等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき

- (2) 加盟店において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるとき
- (3) 加盟店における不正利用の発生状況を踏まえ、類似の不正利用の再発防止の必要があるとき
- (4) 加盟店が前3号に掲げるときに行った会員の指導に従わないとき又は加盟店の講じる措置が第1号の基準に適合することが見込まれないとき

(必要な措置の内容)

第26条 前条に定める必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 前条第1号に定める場合にあっては、以下の措置をとること。
 - イ 第15条第2号又はクレジットカード番号等の適切な管理に係る自主規制規則第3条第1号の基準については、合理的な期間内に当該基準に適合した措置を講じるよう指導すること。
 - ロ クレジットカード番号等の適切な管理に係る自主規制規則第3条第5号に定める利用者等の利益の保護に欠ける方法によるカード番号等の取扱 については、再発防止のための必要な改善措置を講じるよう指導すること
- (2) 前条第2号に定める場合にあっては、類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講じるよう指導すること。
- (3) 前条第3号に定める場合にあっては、類似の不正利用の再発防止のために必要な措置を講じるよう指導すること。
- (4) 前条第4号に定める場合にあっては当該加盟店との加盟店契約を解除すること。

(包括信用購入あっせん業者からの苦情通知に対する措置)

- 第27条 会員は包括信用購入あっせんに係る自主規制規則第60条の2に定める通知を受け取ったときであって、第23条第1項第2号又は第3号に 規定する調査を行ったときは、必要に応じて当該包括信用購入あっせん業者に当該調査に関する情報を提供することとする。
- 2 会員は、前項に定めるもののほか、包括信用購入あっせん又は二月払購入あっせんに係る苦情の情報のうち、会員が当該苦情を受け付けた包括信用 購入あっせん業者又は二月払購入あっせん業者の苦情の処理に必要と認める情報があるときは、当該苦情を受け付けた包括信用購入あっせん業者又は 二月払購入あっせん業者に対し、当該情報を提供するよう努めることとする。

(JDMへの苦情登録時の措置)

- 第28条 会員は、加盟店情報交換制度運営規則第10条第2号又は第3号に定める報告を行ったときは、当該報告に係る苦情を受け付けた包括信用購入あっせん業者に対し、当該報告に係る情報を提供することとする。
- 2 会員は、加盟店情報交換制度運営規則第10条第1号、第4号から第6号までに定める報告を行ったときは、当該報告に係る苦情を受け付けた包括 信用購入あっせん業者又は二月払購入あっせん業者に対し、必要に応じて当該報告に係る情報を提供するよう努めることとする。

第4節 その他の業務

(加盟店情報交換制度への情報の報告)

第29条 会員は、協会が別途定める加盟店情報交換制度運営規則に基づき、加盟店に関する情報を登録することとする。

(記録の保存)

- 第30条 会員は、次の各号に定める調査を行ったときは、当該調査の事項ごとに当該各号に定める事項の記録を書面又は電磁的記録をもって作成しな ければならない。
 - (1) 第12条に掲げる事項の調査
 - イ 調査年月日
 - ロ 当該調査の結果(当該調査に関して取得した書面その他の資料がある場合は、当該資料を含む。次号において同じ。)
 - ハ 当該加盟店との加盟店契約締結年月日
 - (2) 第20条に掲げる事項の調査
 - イ 調査年月日
 - ロ 当該調査の結果(当該調査の結果を踏まえ第26条及び第27条の規定よる措置を講じたときは、当該措置の内容を含む。)
 - (3) 第23条に掲げる事項の調査
 - イ 第23条第1項第1号に定める調査にあっては、変更があった事項
 - ロ 第23条第1項第2号から第6号までに定める調査にあっては、前号に掲げる事項
- 2 前項各号に定める記録は、それぞれ次の各号に定める期間保存しなければならない。
 - (1) 前項第1号イ、口に定める事項

第12条各号に掲げる事項ごとに当該調査の後、最初に行う第20条又は第23条の調査に関する記録の作成を終えるまでの間(当該調査に係る加盟店との加盟店契約を終了したときにあっては、当該終了の日から5年間)

(2) 前項第1号ハに定める事項

当該加盟店調査に係る加盟店との加盟店契約が終了した日から5年間

(3) 前項第2号に定める事項

第20条各号に掲げる事項ごとに当該調査の後、最初に行う調査に関する記録の作成を終えるまでの間(当該調査に係る加盟店との加盟店契約を終了したときにあっては、当該終了の日から5年間)

- (4) 前項第3号に定める事項
- イ 第23条第1項第1号に定める調査に関する記録は、当該調査の後、最初に行う調査に関する記録の作成を終えるまでの間(当該調査に係る加 盟店との加盟店契約を終了したときにあっては、当該終了の日から5年間)
- ロ 第23条第1項第2号から第6号までに定める調査に関する記録は、作成後5年間

(業務の運営に関する措置)

第31条 会員は、その取扱うカード番号等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(漏えい等の事故の行政等への報告)

第32条 会員は、会員又は加盟店において漏えい等の事故が発生したときは、迅速かつ適切な事故対応を図るため、行政又は日本クレジット協会に対して、当該漏えい等の事故の状況を報告することとする。

(連絡受付体制の整備)

- 第33条 会員は、前条の報告を迅速かつ円滑に行うために、次の体制を整備することとする。
 - (1) 加盟店からの漏えい等の事故に関する連絡の受付体制
 - (2) 行政及び日本クレジット協会への報告体制

第4章 補則

(細則の制定)

第34条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、細則を定めることができる。

2 細則の改廃は、細則の定めるところにより行う。

(改廃)

第35条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1. 本規則は、平成30年6月1日から施行する。
- 2. 本規則は、平成30年11月30日から改正施行する。
- 3. 本規則は、令和3年4月1日から改正施行する。
- 4. 本規則は、令和5年4月1日から改正施行する。